

国内外における建築家資格制度の仕組みと多様性に関する調査・研究

田中友章（明治大学）・藍谷 鋼一郎（九州大学）

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

グローバル化の進展に伴い、教育の国際化に関わる多面的な取組みが加速している。高等教育レベルでは、国境を越えて教育の質を保証し、学生の双方校交流を促進する方向性が、欧州、米国、国際機関などで顕著となっており、その動向がアジア・環太平洋地域にも影響を及ぼしている。建築分野においても、少子高齢化社会の本格的な到来と国内の建築市場の変化により、国内だけではなくグローバルに活躍できる人材の育成が重要課題となっている。また、昨年はUIA（世界建築会議）東京大会の開催もあり、国内での建築教育の国際化への機運も高まってきている。このような状況の中で、建築家資格、その要件となる建築教育プログラム、認証制度等からなる一連のシステムを戦略的に構築すること、各国の特殊性を前提としつつ、本質的な同等性を認めることで、国際的な通用性を確保していくことが重要となっている。

本研究は、国際的に多様化する建築教育プログラム、認証制度、ライセンス制度を比較し、分類・体系化した上で考察することで、日本で近未来的に必要なとされる資格制度・建築教育システムについて有益な知見を得ることを目的とする。

1.2 研究の方法

本研究では、以下の方法と手順で調査・研究を行った。

①文献およびWeb等の情報収集等を行い、アジア諸国における建築家制度の概要と近年の動向の予備調査を行い、調査項目や質問等の整理と海外現地調査先の選定を行った。

②海外現地調査を行ない、対象機関で資料収集とヒアリングを実施した。調査機関は主に対象国の教育要件認証機関および認証プログラムを持つ大学とした。収集した資料と情報は表1：アジア諸国を含む調査対象国の資格制度の概要

項目	日本	英国	アメリカ合衆国	韓国	香港	シンガポール	スリランカ
建築関連団体	日本建築士会連合会 日本建築士事務所協会連合会 日本建築家協会 (JIA: Japan Institute of Architects) 建築業協会 (BCS: Building Contractors Society)	王立英国建築家協会 (RIBA: Royal Institute of British Architects)	アメリカ建築家協会 (AIA: American Institute of Architects)	韓国建築士協会 (KIRA: Korean Institute of Registered Architect)	香港建築師学会 (HKIA: Hong Kong Institute of Architects)	シンガポール建築家協会 (SIA: Singapore Institute of Architects)	スリランカ建築家協会 (SLIA: Sri Lanka Institute of Architects)
建築家の認証・登録	国土交通大臣 (中央指定登録機関)	建築家登録委員会 (ARB: Architects Registration Board)	全米建築家登録委員会協議会 (NCARB: The National Council of Architectural Registration Boards)	韓国建築課程認定委員会 (KAAB: Korean Architectural Accrediting Board)	建築家登録委員会 (ARB: Architects Registration Board)	シンガポール建築家委員会 (BOA: Board of Architects)	建築家登録委員会 (ARB: Architects Registration Board)
登録建築家数 (人口1万人当たりの建築家数)	一級建築士: 344,067人 (27人/1万人)	33,000人 (5人/1万人)	105,312人 (3人/1万人)	16,587人 (3人/1万人)	2,733人 (4人/1万人)	1,233人 (2人/1万人)	700人 (0.3人/1万人)
試験名称	一級建築士試験	専門実務試験 (Part3)	建築家登録試験 ARE: Architect Registration Examination	建築士資格試験	建築士資格試験	専門実務試験 (PPE: Professional Practice Examination)	専門実務試験 (Part3)
根拠法・規定等	建築士法	1931年建築家 (登録) 法	各州州法	建築士法	香港建築法規	建築法、建築士法	スリランカ建築家協会規則
資格名称 (階級等種別)	建築士 (一級・二級・木造)	Architect (建築家)	Architect (建築家)	建築士 (1977年改正時、二級廃止)	Architect (建築家)	Architect (建築家)	Architect (建築家)
主な受験資格 (学歴等+実務)	大学 (認定された建築系又は土木課程4年) + 2年間の実務経験 (設計・工事監理に必要な知識・能力が得られる実際に限定した新要件)	建築家登録委員会 (ARB) により認可された教育課程3年間 (Part1に相当) + 教育課程2年間 (Part2に相当) + 2年以上の実務経験	NAABにより認定された大学建築課程 (5年または6年) あるいは大学院専門職建築課程 (2年または3年半) + 3年 (一部の州で2年) のインターンシップ	韓国建築課程認定委員会 (KAAB) が認定する5年制学士プログラムの認定に加えて、近年では、学士4年+修士2年一貫プログラム + 3年以上の実務経験	香港建築師学会 (HKIA) と建築家登録委員会 (ARB) に認可された教育課程3年間 (Part1に相当) + 教育課程2年間 (Part2に相当) + 2年以上の実務経験	シンガポール建築家委員会 (BOA) の認定を受けた教育課程3年間 (Part1に相当) + 教育課程2年間 (Part2に相当) + 教育課程2年間 (Part1に相当) + 修士1年のプログラムも創設。 + 2年以上の実務経験	スリランカ建築家協会 (SLIA) により認可された教育課程3年間 (Part1に相当) + 教育課程2年間 (Part2に相当) + 2年以上の実務経験

主に、a.資格へ向けた教育要件の概要と条件、b.教育課程認証の内容と方法、c.実務要件と試験要件の概要、d.認証された大学の建築教育プログラムに関する情報である。

③調査結果の整理・分析を行ない、欧米や日本と比較した上で、横断的、体系的に考察し、まとめを行った。

1.3 海外現地調査の概要

本研究で行った主な海外現地調査先と内容 (日程、調査国、調査先、担当者) は以下のとおりである。なお、一部は国内で実施した海外機関の調査を含んでいる。

- ・2011年8月、シンガポール、シンガポール国立大学、田中
- ・2011年9月、スリランカ、スリランカ建築家協会、モラツワ大学、藍谷
- ・2011年9月、英国、王立英国建築家協会、建築家登録委員会、藍谷
- ・2011年9月、UIA東京大会・UIA建築教育委員会、田中
- ・2011年11月、アメリカ建築家協会NWP地区大会 (東京)、田中
- ・2012年1月、韓国、韓国建築課程認定委員会、ソウル国立大学、セジョン大学、田中・藍谷
- ・2012年3月、米国、ネブラスカ大学リンカーン校、田中
- ・2012年3月、香港、香港建築家協会、建築家登録委員会、香港大学、田中・藍谷

2. アジア諸国の建築家制度および教育要件の概要

2.1 アジア諸国の制度について

調査対象国の建築家制度、教育要件、認証制度等を、影響を及ぼす英米の制度との関係も含め表1にまとめた。

2.2 英国の制度とアジア諸国への影響

英国の建築家制度は、1931年制定、1997年改正の建築家法 (Architects Act) により規定され、建築家登録委員会による登録で建築家 (Architect) 称号の使用が許される。資格に向けてはAREが指定する高等教育機関に属する3年制の

パート1 (BA/BSc) の学位を取得後、通常設計事務所等で1年の専門実務訓練を受ける。次に2年制のパート2 (ディプロマ/M.Arch.) を修了し、残る1年 (合計2年) の実務訓練を終えて、パート3の受験資格を得て、それに合格することで建築家登録が行われる。この過程は、全てAREにより統括され、現在RIBAとARBに認定されている高等教育機関は合計45校ある。

欧州圏においては、高等教育の交流促進を目指して、比較可能な学位制度や単位互換制度 (European Credit Transfer System) の導入など共通の枠組みを定めたボローニャ宣言の採択により、国境を越えた教育の質の保証や学生のモビリティ確保への動きが加速しており、英国の制度もこれらの動向に合わせた対応を行っている。旧英国植民地国では英国の制度を基礎に資格制度が形成された経緯もあり、当該諸国の建築職能団体等で組織される建築家連邦協会 (CAA) の存在も含めてアジア諸国へ影響力を残していると考えられる。

2.3 米国の制度とアジア諸国への影響

米国の建築家制度は、NAAB (全米建築課程認定委員会) が認定する大学の専門職学位 (Professional Degree) による教育要件、AIAと連携して実施されるIDP (Intern Development Program) による実務要件、各州政府がNCARB (全米建築家登録委員会協議会) のシステムで実施するARE (建築家登録試験) の全科目合格による試験要件から構成されている。AREは1997年よりコンピューター化が進められ、2008年より科目試験形式が変更され現行のARE4.0が導入されている。IDPは従前の実務年限方式が発展して導入され、習得項目ごとに実習ログを積算管理するIDP2.0が2009年より導入された。

教育要件は、前述の専門職学位の取得によるが、プログラム認定 (Accreditation) は所定の条件と手続きに則り、NAABが現地審査やピア・レビューを含む形で実施し、教育の質の保証を行うシステムである。現在全米で現在123の教育機関で154プログラム (学士58、修士95、博士1) が認定されている。米国の教育要件は5年制の建築学士プログラムを主幹とすると知られているが、近年、大学間での競争力強化のために、これを5年制の建築修士プログラムに衣替える事例が現れている。ただし、当該プログラムはカリキュラムが相当過密で完了要件が厳しいため、従来からの学士4年+修士2年一貫の認定プログラム (4+2システム) を再評価する動きもある。

3. アジア諸国の資格制度システム

3.1 アジア諸国の資格制度システムの現状

アジア諸国では、第二次世界大戦後の近代化過程で資格制度を整えてきた経緯があり、各国で異なる経緯のなかで英米等の影響を受けたシステムが構築されている。近年の国際化の進展やシステムの変化などの影響を受けて、アジア諸国の資格制度システムはダイナミックな変革期を迎えつつある。以下では、特徴的な事象をもつ韓国と香港の事例について報告する。

3.2 韓国の資格制度システム

韓国の建築家制度は、2002年のKAAB (韓国建築課程認定委員会) 設立と5年制学士プログラムの創設により始まった一連の制度改革の途上にある。各建築系団体の連合機関であるKAABが建築教育プログラムの認証を担当し、2006年に3つのプログラムの初認定を行なった後、現在は30プログラムを国際的通用性のある建築教育プログラムとして認定している。

資格への条件は、教育要件に加えて、実務要件と試験要件により構成されているが、2011年に建築家法が改正され、上記の認定プログラムを教育要件とする変更なされた。移行期間を経て認定学位が必須となるため、認定の途上にある各大学は対応が求められている。一方で、当初導入された5年制学士プログラムの認定に加えて、近年学士4年+修士2年一貫プログラムや修士プログラム単独による認定が行われたため、カリキュラムや教育運営体制への大幅な変更を要する5年制への移行ではなく、現行の4年制学士を活かして修士を新設して、既存の学士に接続することで、プログラム認定への道を模索する大学も増加しはじめている。また、KAABは後発ながら認定システム等を整備した実績を生かして、近年はシステムを創設するアジア・中東諸国へ協力を行っている。

3.3 香港の資格制度システム

香港の建築家制度は、かつての英国領時代のRIBAの3+2システムが基礎となっている。教育要件は、香港大学と香港中文大学が認定プログラムを設けており、1997年の中国への返還後、RIBAの業務がCAAに移管される中、HKIA (香港建築師学会) とARB (建築師註冊管理局) によりプログラムの認定が行われている。認定プログラム終了後、学士/修士間の実務実習も含め最低24か月の実務要件を満たした後、専門職評定試験を受けて資格を得るという仕組みである。香港の制度は、中国本土や旧英国領アジア諸国の制度との関係の狭間におかれており、教育面では、進展する国際化の対応を迫られている。また、諸外国の教育制度と親和性を高める学制改革により六三三四制に移行するのに伴って、2012年より新制大学の入学年次が早まり、3+2システムから4+2システムへと移行する予定となっている。

4. まとめ・今後の課題

資格制度システムの動向と展望について、以下に考察する。

- ①建築家資格へ向けて教育要件、実務要件、試験要件の3つの設定が共通事項で、教育要件について第三者機関のプログラム認定 (Accreditation) による質の保証を伴う学位が世界的標準となり、各国で認証機関設立やシステム構築が進んでいる。
- ②歴史的経緯から英米等の影響が混在しているが、それを超えて国際的な通用性のあるシステムを確立する潮流が主流となりつつある。プログラム認定は、建築家資格に特化した機関を持つ国がほとんどで、多国間で同等性相互認証を行う仕組みも既に立ち上がっている。日本では2012年度JABEE認定基準改定で対応を進めており、国際的通用性を高める発展が期待される。
- ③建築家資格へ向けた教育要件は、5年制学士プログラムが中心というイメージの強いが、米国・アジアの双方で4+2システムの可能性が再浮上している。日本のシステムと相互の親和性を高められるような効果的な発展が期待される。
- ④教育の質の保証は、資格要件面だけでなく、教育面でも重要となる。プログラム認定により国際的通用性を確保し、国際交流や学生の国際間移動、アジア圏の建築教育プラットフォームの形成が可能となると考えられ、重要な意義がある。

本研究は初年度が完了したが、今後さらに継続することで、プログラム認証における運営実態、カリキュラム・教育運営・環境整備に関わる要点、IDPなど実務要件運用等の知見を深め、日本のシステムの改善へ有益な知見を得ることが重要となる。